

令和7年度しまなみ地域観光客滞在促進事業委託業務 企画提案公募（プロポーザル） 実施要領

この要領は、瀬戸内しまなみ海道活性化実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、標記事業を業務委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 委託業務の概要

- 1 業務名
令和7年度しまなみ地域観光客滞在促進事業委託業務（以下「委託業務」という。）
- 2 委託業務の内容
令和7年度しまなみ地域観光客滞在促進事業委託業務仕様書のとおり
- 3 履行期間
契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで
- 4 委託料上限額
3,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第2 参加資格

本業務に係る企画提案公募（以下「プロポーザル」という。）参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- 1 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者一覧に登録されていること（もしくは契約締結までに登録が予定されていること。）
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- 3 プロポーザル参加申込書の提出期限の日から契約候補者選定までの間に、愛媛県知事の行う入札参加資格停止措置を受けている者ではないこと。
- 4 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- 5 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく再生、更生又は破産手続開始の申立てをしていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- 7 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。

第3 プロポーザル実施に係るスケジュール（予定）

- 5月22日（木）プロポーザル参加申込書及び質問票 提出締切
- 5月26日（月）質問票への回答
- 6月2日（月）企画提案書 提出締切
- 6月6日（金）選定委員会開催
- 6月9日（月）契約候補者の決定、選定委員会結果の通知
- 6月下旬 契約締結

第4 企画提案募集実施手続

1 応募の方法

応募を希望する者は、プロポーザル参加申込書、企画提案書、その他必要書類を次の事項に基づき提出すること。

なお、郵送の場合、いずれも期限までに必着とすること。

（1）プロポーザル参加申込書について

○提出期限：令和7年5月22日（木）17時15分（必着）

○提出先：「第9 担当窓口」へ提出すること。

○提出物：・プロポーザル参加申込書（様式1）

・会社の概要がわかる資料（会社パンフレット等）1部

・業務実績表（様式2）

○提出方法：持参、郵送又は電子メールとする。

持参の場合、開庁日の8時30分から17時15分の間で受付を行う。

電子メールの場合、「第9 担当窓口」へ電話により受信確認を行うこと。

※プロポーザル参加申込書提出後に辞退する場合は、プロポーザル辞退届（様式3）を令和7年6月2日（月）17時15分までに提出すること。

（2）質問票について

○提出期限：令和7年5月22日（木）17時15分（必着）

○提出先：「第9 担当窓口」へ提出すること。

○提出物：質問票（様式4）

○提出方法：持参、郵送又は電子メールとする。

持参の場合、開庁日の8時30分から17時15分の間で受付を行う。

電子メールの場合、「第9 担当窓口」へ電話により受信確認を行うこと。

○質問方法：質問は、別紙質問票のみで受け付け、令和7年5月26日（月）を予定とし、応募者全員に電子メールで回答する。なお、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。ただし、書類の具体的な記載内容及び審査内容に関する問い合わせについては、受け付けしない。

（3）企画提案書等について

○提出期限：令和7年6月2日（月）17時15分（必着）

○提出先：「第9 担当窓口」へ提出すること。

○提出物：2（3）提出書類のとおり。

○提出方法：持参、郵送とする。なお、下記2（3）②企画提案書については、合わせてデータを電子メールで送付すること。

持参の場合、開庁日の8時30分から17時15分の間で受付を行う。

2 企画提案書の内容

（1）提案内容

委託業務仕様書及びプロポーザル審査基準に基づいて提案すること。

（2）提案数

各者1件とする。

（3）提出書類

①企画提案提出書（様式5）1部

②企画提案書一式 9部（うち正本1部）

（4）企画提案書作成方法

①A4判、横書き、左綴じとすること（着色可）。任意様式で作成すること。

委託業務仕様書に記載のある項目以外で企画提案できるものがあれば、その内容と考え方を記載すること。

②表紙には、宛名「瀬戸内しまなみ海道活性化実行委員会会長」、タイトル「令和7年度しまなみ地域観光客滞在促進事業業務委託企画提案書」、会社名（正本のみ押印）を記載すること。

③内容は次の事項を含めること

ア 委託業務に係る具体的な提案書

イ 収支計画書（または経費見積書）

経費内訳書は、報償費、旅費、需用費等の区分別に記載し、内訳を詳細に記載すること。金額は消費税及び地方消費税を含むものであること。

ウ 業務実施スケジュール及び体制図

法人の組織図及び人員体制（既存資料で可）、本事業を担当する職員の体制（人数、指揮系統等）とその業務の内容を記載すること。

（5）応募の無効

本実施要領に示した公募参加資格がない者、提出期限に遅れた者及び提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とする。

また、必要書類の提出がない場合は、応募資格がないものとみなす。

第5 審査方法

- 1 審査は、提案者によるプレゼンテーションを行い、選定委員会において選定する。ただし、参加者が1者だった場合は、プレゼンテーションを省略し、書面のみの審査とすることがある。その際、応募者へのヒアリングを実施する場合がある。

- 2 選定は、選定委員会でプロポーザル審査基準に基づき総合的に審査して、最も優れた提案として評価した上位 1 者を委託業務契約候補者として選定する。
- 3 審査結果は、審査対象となった応募者全員に書面で通知する。ただし、順位や採点結果は通知しない。なお、審査結果に係る質問や異議申立ては受け付けない。

第 6 留意事項

- 1 提出された企画提案書等について
 - (1) 提出された企画提案書等は業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
 - (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、実行委員会から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて、追加書類の提出を求めることがある。
 - (4) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (5) 応募及びプロポーザル参加に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- 2 契約について
 - (1) 契約の締結

選定委員会での審査の結果、最も優れた提案として評価し、選定された企画提案内容を基本とするが、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、委託業務仕様書を確定し、実行委員会と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認し、契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
 - (2) 契約条項等は、別添「業務委託契約書（案）」のほか、今治市契約規則の規定によることとする。
 - (3) 契約保証金として、今治市契約規則第 59 条の規定により契約金額に 10 分の 1 以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 61 条の規定に該当する場合は免除する。
 - (4) 最も優れた提案として評価され選定された者が、正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議等が整わなかった場合は、その選定を取り消す。その場合、選定委員会において次点となった者と契約内容等についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

第 7 公正な企画提案の確保

- 1 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- 3 参加者は、契約候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的

に開示してはならない。

- 4 参加者は、評価に係る審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触してはならない。
- 5 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第8 その他

- 1 プロポーザルに関し、実行委員会から受領又は閲覧した資料等は、実行委員会の了解なく公表又は使用してはならない。
- 2 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が追う。

第9 担当窓口

瀬戸内しまなみ海道活性化実行委員会

（愛媛県東予地方局今治支局総務県民室地域政策係）

住所 〒 794-8502 愛媛県今治市旭町 1 - 4 - 9

TEL : 0898-23-2500 FAX : 0898-24-1586

E メールアドレス : ima-soumu@pref.ehime.lg.jp